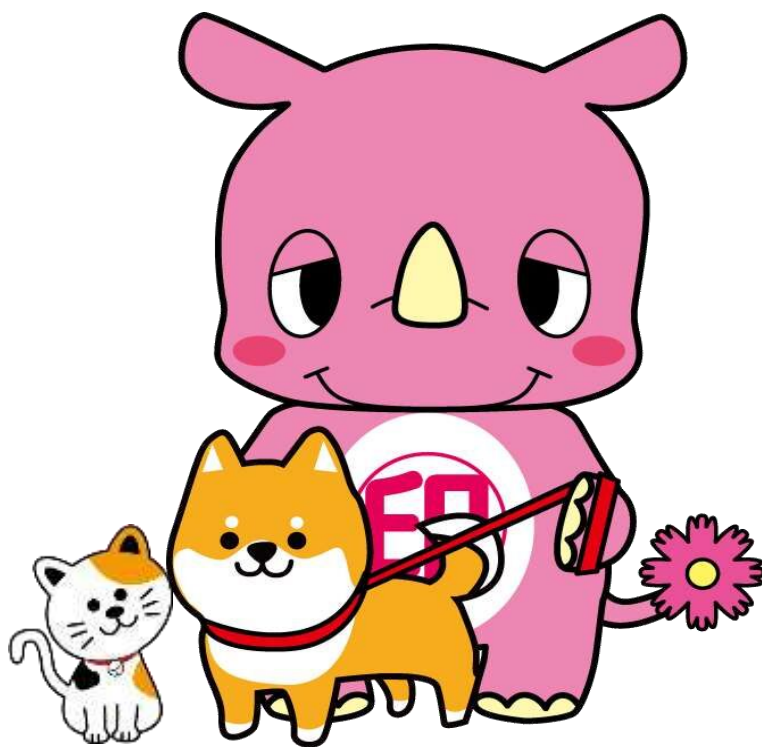


ペットと飼い主の災害対策



令和7年4月1日

印西市

千葉県獣医師会印旛支部

目 次

はじめに	1
ペットの飼い主としての心構え	2, 3
1 ペットの健康管理としつけ	2
2 避難先・避難方法の検討	2
3 ペットの所有者明示	3
4 ペットと避難のための備蓄品	3
災害が発生した時の対応	4
避難所でのペットの対応	5
避難所でのペット一時飼育場所運営の流れ	6
指定避難所ペット一時飼育場所一覧	7
参考資料 1 避難所でのペット飼育ルール	8
参考資料 2 ペット登録 受付表	9
参考資料 3 ペット登録票	10
参考資料 4 持参品チェックリスト	11



はじめに

災害が起きた時に、飼い主のあなたは、ペットと家族と一緒に、どのような行動をとるか考えていますか？

ペットの災害対策については、環境省が「人とペットの災害対策ガイドライン」を策定しており、その中でペットとの避難は同行避難（※）となっています。

ペットがいることによって辛い避難生活の中で心の安らぎや支えとなったという声がある一方、他の避難者との間でペットを原因としたトラブルもあります。そのような問題を未然に防ぐためには、避難所で一定のルールが必要となります。

また、ペットがいるため在宅避難や車で避難生活を送った結果、逃げ遅れたり、エコノミー症候群になってしまうという課題もあることから、平時の準備が重要となります。

本誌では、ペットの飼い主の皆さまに平時からの災害への備えと、避難所でのペット飼育について考えていただきたく、作成いたしました。

※同行避難とは

災害発生時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難場所まで安全に避難することです。避難所での人とペットの同居を意味するものではありません。

身体障害者の補助犬である盲導犬、介助犬、聴導犬はペットではなく、「身体障害者補助犬法」により、公共的施設での同伴を認められています。

しかし居住スペース内に同伴することにより、他の避難者がアレルギー症状を引き起こす可能性がある場合などは、配慮が必要となります。

ペットの飼い主としての心構え

<日頃からの災害時への備え>

1 ペットの健康管理としつけ

●健康管理をしておく

避難所や動物救護施設では、ペットが体調を崩し、下痢や嘔吐、食欲不振などのストレス兆候を示すことが報告されています。また、他の動物との接触が多くなることから、感染リスクも高くなります。

普段からペットの健康管理に注意し、法で定められた狂犬病予防接種（犬）を必ず行うほか、混合ワクチンの接種や寄生虫（ノミ・ダニ）の予防や駆除を行い、ペットの健康と衛生を確保しましょう。

またシャンプーやトリミングにより身体を清潔に保つようにしましょう。

●不妊・去勢手術をしておく

災害時に飼い主とペットが離れ離れになった際の繁殖を防止するために、不妊去勢手術を実施しておくことが重要です。また不妊去勢手術には、性的ストレスの軽減、感染症の予防、無駄吠えなどの問題行動の抑制などの効果もあります。

●普段からのペットのしつけ

災害時はペットがパニックになり、いつもと違う行動を取る可能性があります。こうした状況下で、人とペットが速やかに避難するためには、普段から首輪やリードを装着したり、キャリーバッグやケージなどに入ることを嫌がらないように訓練をして慣らしておきましょう。

避難所には他の避難者もいます。他の方の迷惑にならないために、「待て」、「おいで」、「お座り」、「伏せ」などの基本的なしつけや不必要に吠えないようにしつける、決められた場所で排泄できるようにするなどのしつけをしておきましょう。



2 避難先・避難方法の検討

日頃から災害時に備え、災害が起きたらどうするか、検討しておきましょう。

最寄りの同行できる避難所を確認するほか、親戚や友人など飼い主以外の預け先を確保しておくことも一つの手段です。特に、大型の動物などは避難所での受け入れができないため、同行避難以外の選択肢を考えておきましょう。

また避難所ではなく、車の中でペットと過ごすことも考えられるでしょう。ただしその場合は、熱中症やエコノミー症候群などに注意してください。

風水害の時は事前に対策することが可能なため、雨水が強くなる前にペットを預けるようにしましょう。天候が悪化してからペットを連れての避難は困難となるため、日頃から預け先を確保しておきましょう。

3 ペットの所有者明示

災害発生時には、ペットが離れ離れになってしまう場合もあります。ペットが保護された際に飼い主の元に戻れるように、所有者明示をしておきましょう。

例

犬の場合

- 首輪と迷子札（飼い主の名前・連絡先等を記載）
- 鑑札、狂犬病注射済票 ※1
- マイクロチップ ※2

猫の場合

- 首輪と迷子札（飼い主の名前・連絡先等を記載）
- マイクロチップ(同上) ※2



※1 狂犬病予防法により鑑札および注射済票の装着が義務づけられています。

※2 環境大臣が指定する登録機関に飼い主情報および動物情報の登録を行うこと。

4 ペットと避難のための備蓄品

避難所にはペットの飼育に必要な備品は備蓄されていません。避難所等に支援物資が到着するには相当の日数を要します。災害に備えて、ペットのためにも必要な物資の備蓄をしましょう。また避難する時に備え、持参品チェックリスト[参考資料4](#)を作成しておきましょう。リストがない場合、避難所でペットの受け入れはできません。



災害が発生した時の対応

＜ペットと共に避難所へ＞

1 飼い主の安全確保

まずは自らの安全確保をしましょう。飼い主が無事でないとペットを守ることができません。

2 ペットの安全

突然の災害では、動物もパニックになりいつもと違う行動をとることがあります。興奮している動物に不用意に手を出し咬まれるなど、思わぬけがをしないように気を付けてください。

飼い主が動転していると動物にも伝わります。飼い主が落ち着いて、普段どおりの言葉をかけるなど、動物を落ち着かせるように努めましょう。

犬はすぐにリードをつけましょう。猫は慣れたケージなどに入れましょう。

3 避難の用意

室内のガラスの飛散や倒壊家具などに注意して、非常持ち出し袋を用意し、電気のブレーカー、ガスの元栓を切ります。避難をするときは、飼っている犬や猫などは一緒に避難する同行避難が原則となります。

4 指定避難所へ

避難の指示があった時には、徒歩でペットを連れて避難しましょう。災害時は人も動物も興奮していますから、普段と違った行動をとることも考えられます。リードは離さないようにしっかり持ち、キャリーバッグやケージはしっかり抱え、ペットの安全に気を配りましょう。

避難所へ行く前にチェック！！

- ☐ ペットに鑑札や迷子札がついた首輪が装着されているか
- ☐ ペットをキャリーバッグやケージに入れたか
- ☐ ペットの避難用品を持ったか

5 避難所に同行できるペット

犬、猫、ハムスター、小鳥など、ケージで飼育できる小型の哺乳類及び鳥類
飼育に許可があるなど、特別な管理が必要な動物や大型の動物は受け入れできませんので、飼い主が平時から受け入れ先を決めておくことが重要です。



避難所でのペットの対応

＜飼い主同士が協力してお世話＞

指定避難所の居住スペースでは、ペットとの同居はできません。

指定避難所では、動物が苦手な人やアレルギーのある人など、様々な人との共同生活となります。そのため、ペットは居住スペースとは別の決まった場所（以下ペッケー時飼育場所という）でケージに入れるなどして飼育することとなります。

1 ペッケー時飼育場所設営への協力・運営

ペットの飼い主は、みんなで協力してペッケー時飼育場所の設営・運営をします。各避難所の防災倉庫等に、ペッケー時飼育場所設営のための備品（ブルーシートなど）が設置されていますので、それらを使用してペッケー時飼育場所の設営をしてください。運営は、飼い主同士が協力して行ってください。

2 避難所でのペットのお世話

飼い主は、以下の点に注意しながら、避難所でペットのお世話をします。

◎エサの確保など、飼育に必要な備品は、飼い主が用意する。（避難所には備蓄されていません）

◎飼育スペース全体やその周辺の掃除、消毒、消臭

ペットの排泄物は適正に処理し、飼育環境を清潔に保ちましょう。ペッケー時飼育場所は小中学校などが多く、避難所としての機能終了後は元の用途に使用されますので、汚れが残らないように配慮をお願いします。

◎一般の避難者の迷惑とならないようにする。

散歩の際は人の生活圏には入らないでください。においに対する苦情が発生することもありますので、ペットが排せつした後の後始末は適切に行ってください。また鳴き声等のトラブル防止のため、エサやりは明るい時間に行うようにしましょう。

◎避難した飼い主同士で協力してペットを飼育する。

3 「ペットの飼い主の会」の結成

ペットの飼育や衛生管理などは、飼い主一人ひとりが責任をもって行います。避難所において、飼い主同士の協力体制を築くため、ペットの飼い主の会を結成してください。避難所でペットを飼育している飼い主は、漏れなく加入してください。

ペットの飼い主の会の中から、避難所運営者との連絡窓口となる代表者を決めてもらいます。代表者は避難所運営者との連絡調整を行うほか、ペット飼育ルール[参考資料1](#)の周知や苦情が発生した際の対応にあたります。



避難所でのペット一時飼育場所運営の流れ

下記の流れを参考に、飼い主はペット一時飼育場所の設置、運営を行います。

まずは人の受付

同行避難したペットを軒下等にいれ、まずは飼い主が自分の避難所の受付を済ませ、居住スペースを確保します。その後、避難所の施設管理者が到着したら、ペット一時飼育場所を開錠してもらいます。※状況により、開錠までに時間を要したり、一時飼育場所の開設自体ができない場合があります。



ペット一時飼育場所設営

ペットの飼い主は、ペット一時飼育場所の設営をします。防災倉庫等に保管しているペット一時飼育場所開設セットにより、ペット一時飼育場所を設置します。一時飼育場所には「ペット一時飼育場所」であることを明示します。



ペットと飼い主の受付

「ペット登録票」をもとに、同行避難してきたペットの受付を行います。避難所でのペット飼育ルール^{参考資料1}を説明します。ペットには名札等をつけて、飼い主がわかるようにします。ペット一時飼育場所の運営は飼い主同士が協力して行うことを説明します。



ペット一時飼育場所への誘導

飼い主とペットを、あらかじめ指定したペット一時飼育場所へ案内します。

★飼育場所へ誘導する際のポイント★

- ・動物の種類や大きさごとに場所を分ける（犬・猫・その他など）
- ・ケージに、飼い主が持参したタオルや毛布、段ボールなどを利用して目隠しをする



ペット一時飼育場所の運営

ペット飼育ルールを守り、飼い主同士が協力して運営します。また一般の避難者へ、ペットの一時飼育場所があり、飼い主以外は立ち入れないことの周知を行います。



ペット一時飼育場所の閉鎖

ペット一時飼育場所を閉鎖するときは、飼い主が責任を持って清掃・消毒を行います。特に排泄物の処理は、水で流してから消毒をするなど、徹底して行います。

指定避難所ペット一時飼育場所一覧

令和7年2月現在

	指定避難所	ペット一時飼育場所	
		第1候補	第2候補
1	木下小学校	体育倉庫	藤棚
2	小林小学校	旧宿直室	体育倉庫
3	大森小学校	プール更衣室	大規模改修後に選定
4	船穂小学校	プール更衣室	体育倉庫
5	旧永治小学校	外倉庫	階段下スペース
6	木刈小学校	プール通路	体育倉庫
7	内野小学校	外倉庫	プール更衣室
8	原山小学校	体育倉庫	飼育小屋
9	小林北小学校	プール更衣室	体育倉庫
10	小倉台小学校	プール更衣室	テント室
11	高花小学校	体育倉庫	プール更衣室
12	西の原小学校	外倉庫	プール更衣室
13	原小学校	プール更衣室	通用口付近軒下
14	印西中学校	部室	駐輪場
15	船穂中学校	プール更衣室	有価物倉庫
16	木刈中学校	自転車置き場	プール更衣室
17	小林中学校	部室	プール横ミーティングルーム
18	原山中学校	自転車置き場	特別教室棟入口
19	西の原中学校	自転車置き場	駐輪場(昇降口付近)
20	そうふけふれあいの里	外倉庫	グラウンド側掃除用具入れ
21	平岡自然の家	研修室南側外スペース	—
22	六合小学校	プール更衣室	体育倉庫
23	旧宗像小学校	外倉庫	校舎脇渡り廊下
24	平賀小学校	飼育小屋	プール更衣室
25	いには野小学校	飼育小屋	体育倉庫
26	印旛中学校	プール更衣室	駐輪場
27	本埜小学校	プール更衣室	飼育小屋
28	旧本埜第二小学校	外倉庫	駐輪場
29	滝野小学校	体育倉庫	プール更衣室
30	本埜中学校	駐輪場	プール更衣室
31	滝野中学校	部室前スペース	プール横機械室前
32	牧の原小学校	プール更衣室	体育倉庫

※各指定避難所は、災害の種類や被災状況で使用できない場合があります。

※第1候補が使用できない時は、第2候補がペット一時飼育場所になります。



避難所でのペット飼育ルール



避難所では下記のルールに基づいて、**飼い主が責任を持って**ペットの世話をしてください。

1. ペットは決められたペット一時飼育場所で、ケージ等に入れて飼育してください。
ペットは決められたペット一時飼育場所以外で飼育しないでください。
2. 飼い主がわかるよう、ペットには飼い主の名前・連絡先・ペットの名前を書いた名札をつけてください。ペットに直接つけることが難しい場合は、ケージ等に貼ってわかるようにしてください。
3. ペット一時飼育場所の運営は、**飼い主同士が協力**して行ってください。
4. ペットの飼育に必要なもの（エサや水、トイレ用具など）は、飼い主が各自で用意してください。
5. ペットやケージ内を清潔に保つようにしましょう。
 - ・ペットが排泄した後の後始末は適切に行い、人のトイレ等には捨てないでください。ペットの抜け毛などの清掃を行ってください。
 - ・鳴き声等のトラブル防止のため、エサやりは明るいうちの決まった時間に行い、食べ残したエサは必ず後始末してください。
6. ペット一時飼育場所全体の清掃を行ってください。
7. 犬の散歩をする際は、リードを短く持ち、人の居住スペースには入らないでください。
8. 支援物資の管理は、ペットの飼い主の会の代表者が行います。
7. ペットによる苦情・危険防止に努めてください。苦情やトラブルが発生した場合は、みんなで話し合って解決するよう努めましょう。
8. 避難生活が長期化することもあるため、一時的に親戚や友人に預けるなどの方法を検討してください。
9. 避難所には、動物が苦手な人やアレルギーのある人など、様々な人がいます。飼い主同士が助け合い、周囲に配慮を示すことが大切です。

※このルールは、参考となります。

実際には、「ペットの飼い主の会」で話し合い、ルールを定めてください。



ペット登録 受付表

管理 番号	種類	飼い主 氏 名	連絡先	ペット 呼び名	入所日	退所日
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

管理番号：

ペット登録票

○ペットと避難する際に記入しお持ちください。

○複数のペットと同行避難する場合は、1頭につき1枚ご記入ください。

飼い主	名 前	(フリガナ)	
	住 所		
	連絡先		
ペット	呼び名		
	種 類	犬 ・ 猫 ・ その他 ()	
	品種など		
	性 別	オス (去勢手術 済・未) ・ メス (不妊手術 済・未)	
	特 徴	大きさ (大中小) 等の身体的特徴を記載ください。	
	犬のみ	登録 有 ・ 無	狂犬病予防注射 有 ・ 無
	マイクロチップ	有 ・ 無 (有の場合、番号)	
	かかりつけ病院		
特記事項	性格等 (おとなしい、人見知り、吠える、噛むなど) をご記載ください。		ペットの写真を添付 (特徴の分かる写真) (例) 
入所日			
退所日			

持参品チェックリスト

○避難所に避難する時は、このリストを持参してください。

○必須のものについては、持参していないと避難所のペット一時飼育場所での受け入れはできません。

必須	☐ <u>エサと水（最低5日分、できれば1週間分）</u>
	☐ <u>ケージやキャリーバッグ（屋根や扉のついているもの）</u>
	☐ <u>首輪、リード</u>
	☐ <u>トイレ用具</u> （ <u>ペットシート、処理用具、ビニール袋、トイレ砂など</u> ）
	☐ <u>飼い主の名前、連絡先、ペットの名前を書いた名札</u> （ <u>ペットに直接つけることが難しい場合は、ケージに貼るもの</u> ）
	☐ <u>持参品チェックリスト ※</u>
	☐ <u>ペット登録票 ※</u>
準備しておく とよいもの	☐ 予備の首輪・リード
	☐ 食器
	☐ マナーバンドやマナーパンツなど（トイレ外での排泄防止用）
	☐ 飼い主の連絡先、ペットに関する飼い主以外の緊急連絡先や預け先などの情報
	☐ ブラシ、タオル
	☐ 療法食や薬
	☐ 健康状態やかかりつけの病院などの情報
	☐ ペットの写真（迷子になったときのため）
その他 持参した もの （自由記入）	☐ ケージやキャリーバッグの目隠しとなるもの （タオルやブランケット等）
	☐
	☐
	☐
	☐
	☐

※については、避難所での記入も可能ですが、事前に記入し他の備蓄品と共にすぐに持ち出せるよう保管しておくことをお勧めします。



お問い合わせ先

○本誌の内容について

印西市環境保全課指導係

電話 ０４７６－３３－４４９５（直通）

○避難所の開設状況、その他災害対応に関する事

印西市防災課危機管理室

電話 ０４７６－３３－４４２８（直通）